

平成30年度 教育行政執行方針



平取町教育委員会

I はじめに

平成30年第2回平取町議会定例会の開会にあたり、教育委員会の所管行政に関する方針と主要な施策を申し上げます。

当町においては、加速する過疎化による人口減少や少子高齢化に加え、急速な情報化や技術革新、グローバル化や産業構造の変化などにいかに対応していくかなど多くの課題を抱えております。

教育においても、変革の時期を迎えており、10年に一度の学習指導要領全面改訂に伴い、小学校では平成32年度、中学校では平成33年度から新学習指導要領が実施されます。

また、小学校では今年度から、中学校においては来年度から道徳が教科化されるとともに、平成32年度には外国語活動の小学校中学年からの実施、高学年から教科として導入されるなど義務教育も大きく変わろうとしております。

そのような状況の中、町民一人ひとりの個性や能力を伸ばし、「ふるさと びらとり」の発展を支える人材の育成が教育の最重要課題と認識しており、平取町教育推進計画では、「平取町の歴史風土や文化を愛する心豊かな人づくりをめざして」を基本理念とし、「生きる力」を育む学校教育の充実と、フロンティア精神に富む人材の育成に寄与する生涯学習の推進を教育委員会、学校、家庭、地域が一体となり、併せて町行政との連携のもとに実現してまいります。

Ⅱ 教育行政に臨む基本姿勢

最初に、教育行政に臨む基本姿勢について、申し上げます。

新たな教育委員会制度のもと、教育行政における責任体制の明確化、教育委員会の審議の活性化、迅速な危機管理体制の構築並びに地域の民意を代表する首長との連携強化を図ってきたところであります。

平取町が、持続的に発展していくためには、社会変化に的確に対応するとともに、ふるさと平取に誇りと愛情を持ち、生涯にわたり学び続け地域の活性化を担う人材の育成を図っていかねばなりません。

そのため、学校教育においては、確かな学力や健康な身体、豊かな心など、社会を生き抜く力を育むと同時に、規範意識や道徳心の育成に努め、教育委員会、学校、家庭、地域等が一体となって、子どもたちの「生きる力」を育ててまいります。

社会教育においては、各年齢層に応じた学習活動や体験活動の充実、異世代間交流の機会提供、人づくり・地域づくりにつながる生涯学習事業を推進してまいります。

社会体育においては、スポーツを通じて町民一人ひとりが、家庭や地域社会との絆を深め、体力の向上や心身の健康づくりが効果的に図られるよう、地域の特性にあわせたスポーツ事業を推進してまいります。

図書館については、各種図書館資料の提供及び施設としての図書館の利用促進と、子どもの読書活動推進のための環境整備に努めてまいります。

文化財関連においては、アイヌ文化の振興をはじめ、有形・無形の様々な文化財資料の適切な保存管理と活用に努めるとともに、北海道で唯一選定を受けている重要文化的景観の意義や名勝ピリカノカについても、町民への普及啓発に努めてまいります。

Ⅲ 平成30年度の主要な施策

次に、平成30年度の主要な施策について、平取町教育推進計画の基本目標等に基づき申し上げます。

1 生きる力を育む学校教育の推進

(1) 教育内容の充実

子どもたち一人ひとりが創造性豊かに強く逞しく成長するうえでは、確かな学力、豊かな人間性、健康な身体や集団生活における協調性等をバランスよく学ぶ事が重要であります。

学校教育においては、子どもたちが知的好奇心や探究心をもって、主体的に学習に取り組む態度を養うことが大切であることから、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と、それらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力等の育成が図られるよう教育内容の充実に努めてまいります。

主な施策項目として、先ず、確かな学力の向上をめざす教育の推進であります。全国学力・学習状況調査における町内小中学校の状況にお

いては、小中学生ともに基礎基本の知識の定着に課題がみられることから、引き続き本調査への参加と標準学力検査を全校一斉に実施し、各学校における速やかな結果分析を行う中で、課題解決に向けた取り組みを推進するとともに、学校改善プランの見直しを行い、チーム学校として、授業改善や家庭学習の充実に努めてまいります。

町単独採用による教員につきましては、平取中学校へ2名配置し、中1ギャップ解消と学力向上に特化した対策を講じるとともに、貫気別小学校についても1名を配置する中で、複式学級における学年別指導の強化充実に努めてまいります。

また、新学習指導要領が小学校では平成32年度から実施されるにあたり、小学校中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」が導入されることに対応するため、現在の外国語指導助手2名に1名を増員し対応してまいります。

さらに、町内中学生及び平取高等学校生徒の学力向上を目的とした公営塾「びらとり義経塾」を通年開設するよう予算措置をしております。

また、子どもたちにとって、楽しく分かる授業となるよう、教員研修の充実支援に努めるうえで、町教育委員会が定めた研究指定事業として、外国語、へき地複式、道徳及びICT教育に係る公開授業を実施するとともに、北海道大学教育学部等との連携による大学生を補助員とした長期休業期間中における学習サポート事業を継続して実施し、学習意欲の喚起に努めてまいります。

次に、コミュニケーション能力を育む教育の推進についてであります
が、「生きる力」を育成するうえにおいて、確かな学力を身につけるこ
とと併せて、コミュニケーション能力を高めることが求められるところ
であります。

このため、全ての教科等における学習基盤となる情報活用能力と言語
能力の向上に努めるとともに、相手の考えや意見を正しく理解し、自ら
の考えや意見を適切に伝えることができる学習や課題を自ら見つけ解
決していく能力を育む主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニ
ング）の推進に努めてまいります。

次に、特別支援教育の充実についてであります。

近年、特別支援学級等に在籍する児童生徒が増加傾向にあることから、
全ての学校及び教職員が特別支援教育への理解を深める中で、学校とし
て実践することが求められており、その指導方法や支援の充実が課題と
なっているため、特別支援学級担任教師をはじめとする、教員研修の充
実や特別支援学校教諭免許状の取得に向けた取り組みを促進する中で、
専門性の一層の向上を図ってまいります。

また、必要に応じて特別支援教育支援員を小中学校に配置するととも
に、子ども発達支援センターをはじめ、平取養護学校や福祉機関、家庭
としっかり連携し、一人ひとりの障がいの状態や発達段階に応じた指導
の充実に努め、より良い就学環境を整えてまいります。

次に、国際理解教育の推進についてであります。

当町は、アイヌ民族やアイヌ伝統文化の研究などで訪れる外国人も年々増加しており、諸外国の人々との関わりが増える中で、子どもたちには、国や民族、思想や文化の相違を乗り越え、グローバルな視野において、諸課題を解決し、未来を築いていく力が必要となってまいります。

自国そしてわが町の文化・伝統とともに、諸外国の歴史や文化、伝統等について理解を深め、異文化や異なる生活習慣を持つ人々と協調することができる能力等を育成するため、外国語指導助手による学習機会の充実等を通じて、外国語によるコミュニケーション能力の育成を意識した取り組みを推進してまいります。

次に、ICT教育の推進であります。町内小中学校にタブレット型パソコンを導入し、併せて電子黒板及びデジタル教科書、無線LAN等の敷設も年次計画により整備してきたところであります。子どもたちの学習に対する意欲や関心を高め、より効果的な授業が展開できるよう、教職員への研修も実施しながら、情報教育の環境整備を図ってまいります。

次に、キャリア教育の推進についてであります。

子どもたちが生きていくこれからの社会は、知識基盤社会であり、情報化・グローバル化や人口知能（AI）の発達といった社会的変化が急速に進展している中で、子どもたち自身が将来に希望をもって、自らの可能性をより発揮し、未来を切り拓いていくために必要な資質・能力を備えることのできる教育が必要とされます。

また、日常の教育活動や地域との交流等の体験を通じて、自己の目標や生き方に目を向け、現在の学習と実社会とのつながりを意識させることにより、社会人・職業人として自立していくために必要となる学習意欲を維持する基盤を築くものと考えます。

そのため、地域及び関係機関、学校間等の連携強化を図り、中学生における職場体験事業を推進するとともに、小中学校において総合学習の時間に基幹産業である農業の体験学習を行うなどキャリア教育の充実に努めてまいります。

次に、ふるさと教育の推進についてであります。

当町の未来を担う人材を育成するうえにおいては、平取に残る美しく豊かな自然や農業を中心とした産業、脈々と受け継がれてきた固有の歴史やアイヌ文化に対する認識を深め、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高めていくことが必要となってまいります。そのため地域の人々とともに交流活動や自然体験、また、地場産品を活用した「学校給食ニシパランチ」を通じて地産地消を学ぶことにより、ふるさとの素晴らしさを認識してもらうなど、子どもたちに地域社会の一員としての自覚と社会性を育む取り組みを推進してまいります。

(2) 豊かな人間性と心身の健やかな成長を育む教育の推進

はじめに、道徳教育の推進についてであります。今年度より小学校、来年度から中学校で道徳が教科化されます。

子どもたちが社会で生きていくうえにおいて、知識・技能、思考力・判断力・表現力を身につけ、それを人生や社会に生かすためには、道徳心は不可欠であり、学校の指導において格差が生じることなく、道徳教育に求められる期待と役割を十分に果たすことのできる取り組みを進めてまいります。

次に、読書活動の推進についてであります。子どもの読書活動は、感性を磨き、創造力を高めるうえで、欠くことのできないものであり、また、言語活動の充実が学力全ての基本となることから、朝読書をはじめ、読み聞かせ等、引き続き読書習慣の定着に努めてまいります。

次に、体験的な活動の充実についてであります。現在、子どもたちの生活においては、自然や社会、地域の方々との関わりが減少し、感動したり、困難に直面し解決の方法を探し出す場面に出会う機会が少ないまま成長することで、コミュニケーション能力や社会性の不足など様々な問題が生じているとの指摘があります。そのため、学校間の交流や地域の方々と連携する中で、地域にある教育資源を生かした自然体験、社会体験活動等の充実を図ってまいります。

次に、健康教育の推進についてであります。

学校における健康教育は、子どもたちの健康保持を図るために必要な知識等を育成するものであり、健康への関心を持ち、自己管理や適切に対応する資質を養うとともに、今日的な健康課題に対応するうえで、大変、重要な役割を果たしています。

そのため、家庭や関係機関との連携を深め、子どもたちが生涯において、健康の保持増進のために必要な知識や対応する力を身につける等、実践力を育成する健康教育を推進してまいります。

なお、歯と口腔の健康づくりに係る取り組みとして、各小中学校において歯磨き時におけるブラッシングの指導を実施するとともに、今年度からフッ化物洗口を各小学校において実施いたします。

また、将来における胃がん発症防止対策として、中学生を対象にピロリ菌検査を引き続き実施してまいります。

次に、食育の推進についてであります。地場産品を活用した安全で安心な学校給食を提供するとともに、栄養教諭による食に関する指導を通して、食に対する正しい知識を持たせ、成長期にある子どもたちの健康増進や体位の向上を図ってまいります。

次に、体力・運動能力の向上促進についてであります。

健やかな身体の育成は、健康維持はもちろんのこと、子どもの気力や活力等、学校生活への意欲に大きく関わることから、学校活動及び家庭生活において、日常的にその向上に努めなければなりません。

そのため、子どもたちに運動や外遊び等の楽しさを実感させるとともに、運動習慣の定着を図るため、学校においては、各種体力・運動能力調査を実施してまいります。併せて、調査結果をもとに、体育及び健康に関する指導の改善を図るとともに、子どもたちの体力向上に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、生徒指導体制の充実についてであります。

子どもたちが、より楽しく充実した学校生活を送るためには、教職員との信頼関係のもと、しっかりと向き合い、良好な人間関係づくりが求められます。

そのため、教職員の資質・能力の向上を図るとともに、いじめは絶対に許されない行為であるという認識のもと、平取町いじめ防止基本方針に基づき、問題行動の未然防止と早期発見・早期解決を図るため、アンケート調査等による実態把握と日常的な指導と併せて、関係機関等と密接に連携しながら対応してまいります。

また、一人ひとりの子どもに寄り添った相談や指導を継続的に行うため、スクールカウンセラーの派遣を引き続き実施するとともに、町保健福祉課と連携しながら、学校における教育相談の充実とともに、児童生徒の心の成長を支援してまいります。

2 地域に信頼され共に歩む学校教育の推進

(1) 学校運営の強化充実

学校は地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携して教育活動を展開していくことが求められているため、学校評価を通じ、学校が組織的・継続的にその運営の改善を図ることに加えて、保護者等への積極的な学校情報の公開を行う中で、学校・家庭・地域の共通理解を深め、連携協力の促進に努めてまいります。

まず、創意ある教育活動の推進についてであります。子どもたちが自主的・意欲的に学習活動に取り組み、充実した学校生活を送っていくためには、画一的ではなく、創意ある学校経営が求められておりますので、地域の教育力や資源を有効に活用し、教育活動全般にわたり特色ある学校づくりに一層配慮してまいります。

また、へき地・複式教育の充実において、より個に応じた指導体制の確立を図るため、教職員の資質・能力の向上を図るとともに、指導内容の工夫をはじめ、教職員研修等の支援に努めてまいります。

次に、開かれた学校づくりの推進についてであります。

新学習指導要領でうたわれている「社会に開かれた教育課程」を実現するよう、地域でどのような子どもを育てるか、何を実現していくのかという目標やビジョンを共有し、学校を核として、家庭と地域が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」をめざした取り組みが必要と考えます。

そのため、保護者、地域住民の学校運営への参画と教育活動の一層の充実を図ることを目的に、地域ぐるみで子どもたちの教育の学びを支える仕組みである、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）が今年度平取小学校、平取中学校でスタートするとともに、他5校においても来年度実施に向けた準備を進めてまいります。

次に、学校間連携・接続の推進についてであります。子どもの発達段階に応じて、能力・個性等を伸ばす教育を行うためには、小学校及び

中学校への進学時における学習のつまずきをなくすこと等、学校種間の連携と円滑な接続を図ることが重要であります。

併せて、多様な教育活動を行ううえで、同一学校種間の交流・連携に取り組むとともに、小・中学校と平取高等学校並びに平取養護学校との交流を通じて、豊かな心を育成してまいります。

また、平成27年度から3年間、道教委の指定を受け実施してきた平取小・中学校と平取高等学校とが連携して取り組む「ふるさとキャリア教育」については、今後も継続して実施いたします。

次に、教職員研修の充実・推進についてであります。教職員の専門性と指導力の向上を図る研修推進のため、町教育委員会研究指定事業を継続するとともに、子どもたちを取り巻く多様な変化に対応するための総合的な人間力の育成と、資質・能力の向上に努めてまいります。

(2) 安全・安心な教育環境の整備

義務教育においては、家庭の経済状況に関わらず、誰もが安心して教育を受けられることのできる教育環境を整備することが重要です。

はじめに、就学支援体制の充実についてであります。経済的理由により就学困難と認められる世帯に影響の出ることのないよう、就学援助制度の適切かつ円滑な運用に努めるとともに、奨学資金貸付制度を継続させる中で、高校及び大学等への進学者に対する貸付を実施し、安心し

て学べる教育環境の整備に努めてまいります。

次に、学校施設・設備の充実についてであります。

教育施設の安全性・快適性を図り、子どもたちが日々、明るく元気に学校生活を送ることができるよう、これまで耐震補強工事や大規模改造工事等、必要な工事を実施してきたところでありますが、町内の学校施設は、建築後、30年以上が経過していることから、引き続き、老朽化に伴う施設整備に努めてまいります。

なお、本年度における学校施設の主な整備内容といたしましては、紫雲古津小学校校舎外壁補修及び屋体屋根改修、振内小学校校舎大規模改修工事に係る実施設計費を予算措置いたしました。

次に、学校給食の充実についてであります。平取町の学校給食については、大変美味しく地元農畜産物をふんだんに使用していることで有名であります。

安全で栄養バランスのとれた給食を安定的に提供するため、学校給食衛生管理マニュアルに基づいた食中毒防止等に対する危機管理意識のより一層の向上と、調理施設内の衛生管理の徹底に努めるとともに、併せて厨房機器の定期的な点検を実施する中で、老朽化に伴う厨房機器の計画的な更新を図ってまいります。

次に、教職員住宅の整備・充実についてであります。

地域に開かれた学校運営を推進するためには、教職員が地域に居住し、住民と向き合って生活していく事が重要であります。

しかし、持ち家の普及及び住宅の水洗化が遅れている等の状況から、他町からの通勤者が増えている現状をとらえ、計画的な整備を進めていくことが必要であります。

なお、今年度は振内地区の教員住宅の水洗化に係る工事費を予算措置いたしました。

次に、小中学生の通学支援につきましては、児童生徒の安全・安心な通学を確保するため、今年度もスクールバスの適切な運行に努めるとともに、定期券利用者については、通学費等の支援を継続してまいります。

安全教育の推進については、児童生徒が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全性を確保するためには、必要な事項を実践的に指導することが重要であるとともに、子ども自身が危険を予知し、回避する能力を育てるための指導の充実に努めます。

(3) 学校の適正配置

学校の適正配置につきましては、これまで同様、平取町学校教育条件整備方針に基づき、今後における児童生徒数の推移に合わせ、教育環境の確保が図られるよう、併せて、地域事情等を考慮する中で、引き続き検討をしてまいります。

(4) 平取高等学校の振興発展

中学校卒業生数の減少及び進路の多様化等に伴い、平取高等学校の入

学者の確保に厳しさが増している状況ですが、北海道教育委員会では、これからの高校づくりに関する指針（素案）を新たに策定し、現在の地域キャンパス校を地域連携特例校とする中で、これまでの再編基準であった第1学年の在籍者数を20名未満から、2年連続して10名未満となった場合へと緩和しました。

地元中学校さらには、町外からの入学者を確保するため、これまでの学習環境の整備及び保護者に対する経済的負担軽減策等に加え、昨年度、平取高等学校生徒を対象に冬季休業期間中に開設した公営塾を、今年度も開設する中で、地元からの入学者増に結びつけるとともに、平取高等学校から国公立大学への進学者を輩出し、平取高等学校の魅力化推進に向けて支援してまいります。

また、平取小・中学校と連携して実施してきた「ふるさとキャリア教育」の継続実施及び平取町の農業やアイヌ文化に特化した特色ある教育カリキュラムの実施について関係機関と協議を進めてまいります。

3 潤いと活気のある地域づくりをめざす生涯学習の推進

(1) 家庭・幼児教育の充実

家庭は、子どもたちに基本的な生活習慣や礼儀、善悪の判断や思いやりの心などを身につけるうえで、大変重要な役割を担っており、子どもの学力や体力の向上、また、人格形成において、家庭教育の機能を高めていくことが重要な課題となっております。

そのため、子どもの健全な成長が図られるよう、家庭教育に関する情報提供の充実に努めるとともに、保護者や親子を対象とした学習機会の提供や家庭教育学級の開設など関係機関と連携して支援してまいります。

(2) 青少年教育の充実と健全育成の推進

次世代を担う青少年を育成するためには、学校、家庭及び地域の連携のもと、子どもたちを育てていく環境づくりが求められています。

青少年を取り巻く環境は、情報科学の著しい進展が生活に豊かさをもたらす半面、コミュニケーション力を低下させていると言われており、青少年の成長過程に大きな影響を与えています。

コミュニケーション力を高めるには、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を身につけることが必要であると考え、自然体験をはじめ、芸術・文化や科学などの体験学習活動や、異世代間交流事業等を展開してまいります。

なお、青少年国際交流事業として、今年度ニュージーランドよりマオリ族の高校生を短期留学で受け入れし、中高校生との交流を図ります。

また、子どもたちの放課後活動として、より充実した安全で安心な居場所づくりとなるよう、引き続き放課後子ども教室を、紫雲古津・二風谷・貫気別の3地区において実施するとともに、本町地区及び振内地区の開設について関係機関と協議をしてまいります。

団体支援としては、町子ども会育成連絡協議会や町PTA連合会の活動に対しても、積極的に支援を行ってまいります。

(3) 成人教育の充実

成人期は、家庭や仕事、地域においても大きな役割を担っており、生涯の中で最も長い時期であります。

自己の生活を充実させ、地域とのつながりを強くするためには、様々な学習活動や地域活動等への積極的な参加が重要となることから、地域課題や多様化するニーズに対応する学習機会を提供してまいります。

また、高齢者大学についても引き続き開設し、学生同士の親睦を深める活動を通じて、生きがいづくりや自立性、何事にもチャレンジする意欲を高める取り組みを推進するとともに、異世代との交流を図りながら、社会参加の意識の高揚を図り、共に生きる地域社会、共に学ぶ生涯学習社会の形成に努めてまいります。

(4) 公民館活動の充実

生涯学習の中核施設となる公民館は、地域活動の拠点であり、誰もが自由に学習や交流をし、自己研鑽することのできる施設であることが重要であります。

よりよい地域づくり、人づくりの拠点として、また、町民の身近な学びの場として様々な学習機会の提供に努めてまいります。

しかし、地区によって施設や設備の面での差があるとともに、多様化する学習ニーズに対応しきれていない状況にあるため、計画的な施設改修や設備更新と併せて、活動内容の見直しを図る中で、平取の人材・資源を活かした「平取でしかできない」事業などを関係団体と連携を密にしながら、実施してまいります。

4 芸術文化活動の活性化と創造

(1) 芸術文化活動の振興

芸術文化は、人々に感動や生きる喜びを与えるとともに、創造力と情操の涵養をもたらし、心豊かな生活を実現するものであり、生涯を通じて、文化に親しむことのできる環境づくりが求められています。

質の高い芸術鑑賞の機会として「わくわく感動体験ツアー」や、保育園児、小・中学生を対象とした「児童・生徒芸術劇場」を継続開催してまいります。

「町民芸術劇場」について、本年度は友好市である南あわじ市の淡路人形座による「人形浄瑠璃」の公演を予定しており、優れた伝統芸能に触れる機会として多くの方々の来場を期待するところであります。

また、文化団体等と連携を図り、町民の主体的な芸術文化活動の支援及び鑑賞機会の提供に努めてまいります。

5 生涯にわたりスポーツが楽しめる環境の形成

(1) 地域に根ざしたスポーツ振興の推進

スポーツは、人生をより豊かに充実したものにするとともに、人間の身体的・精神的な欲求に応える世界共通の文化といわれております。

明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要なものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義があります。

そのため、幼児期においては、体を動かすことの楽しさを伝え、少年期ではスポーツへの関心を高めるために、体を動かす機会の提供に努め、青年期並びに成年期においては、家族や地域とのつながりを深めるツールとして、高齢者には生きがいつくりや健康維持のための運動の機会提供を行ってまいります。

また、スポーツ推進委員及び関係機関と連携をしながら、手軽に楽しく取り組める軽スポーツ等の普及に努め、スポーツを通して、町民一人ひとりが地域社会の絆を一層深め、生涯にわたって心豊かで元気なスポーツライフを送れるよう努めてまいります。

また、各種スポーツ団体との連携を図りながら、指導者の確保やスポーツの競技力向上、団体の自主的な活動の支援にも努めてまいります。

(2) スポーツ環境の整備・充実

スポーツ施設の管理運営につきましては、町民のスポーツに関するニーズを把握し、町民がスポーツに親しむために必要な環境と条件を整備

し、施設を安全で安心して利用できるよう、適正な管理運営に努めてまいります。

6 本の魅力と共に知識・教養を高める図書館活動の充実

(1) 読書活動の推進と資料提供の充実

図書館の運営につきましては、子どもから高齢者まで多くの町民の方々が身近な学びの施設として感じ、資料及び施設の利用を通じて、必要な情報が得られるよう図書等資料の収集、整理及び提供に至るまで、読書に親しまれる環境づくりが重要であります。

そのために、魅力ある所蔵資料の充実を図り、かつ予約・リクエストを通じて利用者のニーズを把握し、資料提供に努めてまいります。

また、来館が困難な方には、移動図書館「図書ワゴン」の運行等サービスの充実を図ってまいります。

次に、子どもの読書環境の整備について、学校及び関係団体等への支援協力を行ってまいります。

学校に対する団体貸出や学校を巡回場所とする移動図書館を通じ、子どもが気軽に好きな図書を選び、借りることができる環境を整えます。

また、読書支援を主な活動内容とするサークル等との連携・協力のもとに、絵本の読み聞かせやブックトーク等の実施を通じ、本の世界の楽しさに触れる機会をつくり、読書の基礎習慣の確立及び創造力醸成につなげてまいります。

7 郷土の財産である文化財の保護と活用

(1) アイヌ文化の振興

平取町には貴重なアイヌ民具やユカラ等の口承文芸、古式舞踊など、アイヌ文化に関わる文化財が多数存在しております。それらアイヌ文化に関わる文化財の保存管理・活用については、二風谷アイヌ文化博物館が中心的な役割を担いながら、地域固有の財産として今日まで継承してきております。

こうしたアイヌ文化の振興を図るためには、これまで博物館が実施してきた諸活動及びホームページや印刷物での情報発信、二風谷工芸館や屋外チセ群を活用した各種体験学習の実施など、魅力ある博物館運営を発展的に継続していくことが重要と考えます。

また、平成32年には白老町に「民族共生象徴空間」が開設されますが、当町においては昨年度博物館に設置した大型スクリーンを活用し、沙流川流域に伝わるアイヌ文化を映像で紹介したり、多言語解説でインバウンド（訪日外国人旅行者）への普及啓発にも力を注ぎながら、「広域関連区域」としての機能強化を目指します。

博物館の入館者数につきましては、近年、修学旅行等の団体客数が減少傾向のため、年間2万人を割る状態が続いておりましたが、昨年度は2万人を超える入館実績を得ることができました。今年度におきましても、アイヌ文化への社会的関心の高まりを背景に海外からの旅行客や一般の来館者の増加が見込まれることから、第6次総合計画に掲げた目標

値である2万人を上回る数を安定的に達成できるよう努めてまいります。

また、アイヌ文化保存会、二風谷アイヌ語教室等の伝承活動団体の活性化と伝承者の人材育成を支援するため、博物館として適切な指導援助につきまして、これまで同様に継続して実施してまいります。

(2) 有形・無形文化財等の保護と活用

有形・無形文化財の保護と活用であります。当町には国指定の重要有形民俗文化財として「北海道二風谷及び周辺地域のアイヌ生活用具コレクション」や重要無形民俗文化財の「アイヌ古式舞踊」、名勝「ピリカノカ」、登録有形文化財である「旧マンロー邸」、国選定の重要文化的景観として「アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観」等、貴重な文化財が数多く存在しております。

こうした文化財は、「文化財保護法」に基づき適切な保護に努めているところではありますが、重要文化的景観については、北海道で唯一の選定自治体でありながら、まだその意義や活用について十分に理解されていない実情にあります。

そのため、昨年度作成しました重要景観を示すマップや景観保護のための協議フロー図を活用し、この重要文化的景観が町づくりの資源となることが理解されるよう努めてまいります。

(3) 埋蔵文化財の保護と活用

埋蔵文化財の保護と活用についてであります。現在、平取町内に127か所の「周知の遺跡」が確認されております。

平取ダム建設工事などの大規模工事による遺跡の発掘調査は終了し、遺跡の発見件数も減少してきております。

しかし、各種の開発行為に伴う「埋蔵文化財保護のための協議」については、引き続き計画段階から相談や事前協議の必要性について、協議の流れを示したフロー図等を示しながら文化財保護について理解を求めていきます。

また、これまでの発掘調査によって出土した遺物については、地域の歴史や文化を知るうえで大変貴重な文化財であり、これらを保存し、適切に管理するためには、日頃から「埋蔵文化財保護の必要性」を周知することが重要と考えます。

そのため、出土した文化財についても保管・管理だけではなく、郷土の文化遺産として後世に伝え残すために、学校教材として貸し出すなど町独自の活用施策を積極的に推進してまいります。

さらに、平取町の額平川流域が唯一の産地とされるアオトラ石について、古くは縄文時代に石斧として使用されていたものが、北海道内はもとより東北地方まで広く流通していることがこれまでの研究成果で分かりつつあります。

今後におきましても、このアオトラ石が当町の文化資源として高い価

値を有する可能性があることから、関係課と共にその価値と活用方法について検討を重ねてまいります。

埋蔵文化財を保管する沙流川歴史館については、北海道開発局室蘭開発建設部との管理協定及び委託契約により適切に管理運営をしておりますが、開館から既に20年が経過し、施設及び設備機器等についても老朽化が目立ってきております。

当施設は防災倉庫として、また、一次避難所の機能も兼ね備えておりますことから、施設の維持管理について必要な整備をこれまで同様に要請してまいります。

沙流川歴史館における町独自の事業としましては、地域の特性を生かした魅力ある企画展や特別展、講座をこれまでも実施してきておりますが、引き続き郷土の歴史や自然をテーマとした普及啓発活動に努めてまいります。

また、年4回全戸配布しております「歴史館だより」については、二風谷アイヌ文化博物館の事業内容も含め文化財課全体の情報を提供していけるよう改善しながら引き続き、情報発信に努めてまいります。

(4) 開拓財産の保存と活用

次に開拓財産の保存と活用についてであります。町民から寄贈いただいた農機具、生活用具等の開拓財産は、これまで旧振内青少年道場に保管し、一部を展示してはいましたが、昨年度、整理を進めながら旧荷

負小学校の二階へ移設しております。

本年度におきましては、旧荷負小学校に移設した資料群を教室毎に分類収納し、町内児童生徒の総合的学習や地域の郷土学習、農作業体験などに有効活用できるよう整備を進めてまいります。

IV むすび

以上、平成30年度教育行政の執行に関する方針と主要な施策について申し上げます。

教育委員会は、町及び関係機関と連携を図り、様々な教育課題に対応し、平取町の未来を担う子どもたちの教育の充実に努めるとともに、生涯にわたり生きがいと心の豊かさを求め、潤いと活気のある地域づくりに寄与する町民を積極的に支援する、「生涯学習のまちづくり」を目指してまいります。

町議会議員並びに町民皆様の一層のご理解とご協力を衷心よりお願い申し上げます、教育行政執行方針といたします。